



## 忘れていませんか？ 国民健康保険の届け出

国民健康保険は、職場の健康保険と違って、世帯主が加入・脱退などの届け出をしなければなりません。たとえば、加入の届け出が遅れてしまうと、被保険者になった時点までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

また、被保険者証がない間の医療費は、全額自己負担することとなります。

### 被保険者証が変わったときは…？



医療機関に被保険者証が変わったことを伝えてください。(資格のない被保険者証を使って受診した場合、総医療費から自己負担分を除いた額を市へ返還していただきます。)

### 次の①～③のときは 届け出をしましょう



#### ①国保に加入するときなど

- ほかの市町村から転入したとき
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 生活保護が廃止になったとき
- 子どもが生まれたとき

#### ②国保から脱退するときなど

- ほかの市町村へ転出したとき
- ほかの健康保険などに加入したとき
- 生活保護が開始になったとき
- 加入者(被保険者)が死亡したとき

#### ③その他

- 住所・氏名・世帯主などが変わったとき
- 子どもが就学のため、ほかの市町村へ転出するとき

## 医療保険



information

問合せ  
医療保険係  
☎ 32-2214

### 届け出の際に

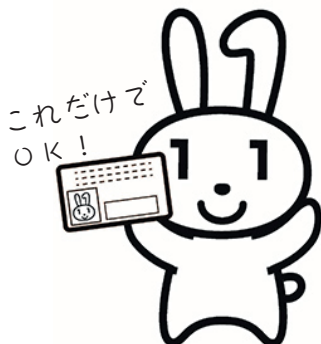
マイナンバーの確認と本人確認を行っています。

マイナンバーカードを持っていますか？

はい

いいえ

マイナンバーカード  
だけで確認できます。



### 必要なもの ①+②

#### 【①マイナンバーの確認】

- ・通知カード
- ・マイナンバーが記載された住民票の写しなど 1点

#### 【②本人確認】

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳など 写真付きのもの1点

または

- ・公的医療保険の被保険者証(健康保険証)
- ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳など

官公庁が発行したもの2点

(いずれも有効期限内のものに限る)

※代理人が手続きをする場合は、①と②のほかに代理人の身元を確認できる書類が必要です。



## 20歳になったら国民年金を

国民年金は、高齢となったときや病気・事故で障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなど、働いてる世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

### 【学生納付特例制度】

学生の方は、一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

### 【納付猶予制度】

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

令和2年度の国民年金保険料  
定額保険料  
月額 16,540円(4月分～翌年3月分)



保険料を未納のまま放置すると、年金の給付を受け取ることができない場合があります。

### 【産前産後期間の免除制度】

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

届け出は、出産予定日の6カ月前からできますので、お早めの届け出をお願いします。

#### □添付書類

出産前の届け出…母子健康手帳など

出産後の届け出…市で確認できるため原則不要(被保険者と子が別世帯の場合は出産日と親子関係がわかる書類が必要)

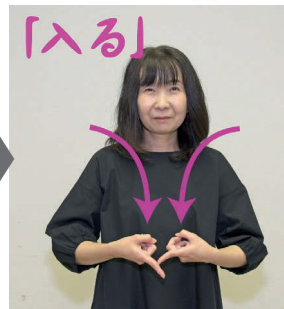
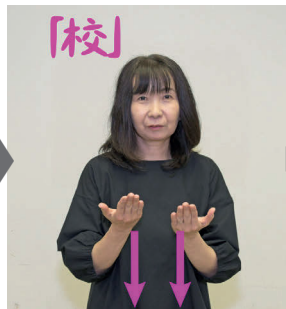
# 年金



information

問合せ  
戸籍年金係  
☎ 32-1823

砂川年金事務所  
☎ 52-2144



両手の手のひらを手前に向けて斜めに立て、2回上下させて「学校」

自分から見て指を「入」のかたちにして、「入」を前に出しながら指先も前に向ける。



第33回

## 「入学」

手話モデル 吉田 桂子 さん  
(赤平手話の会)